

令和2年6月22日

学生及び保護者の皆様

奈良工業高等専門学校長
後藤 景子

新型コロナウイルスに感染した場合等における公欠の扱いについて

このことについて、下記のとおり扱いますのでご連絡します。

本人及び同居の家族が新型コロナウイルスの感染が判明した場合、または、濃厚接触者に特定された場合は、学生課(TEL 0743-55-6033)へ連絡してください。

記

- 1 学生の感染が判明した場合及び学生が感染者の濃厚接触者に特定された場合について
 - ・ いずれの場合も公欠として扱う。
 - ・ 学生の感染が判明した場合、公欠の期間は、治癒するまでとする。なお、治癒し登校するにあたっては、原則として治癒したことを証明する医療機関の診断書が必要となる。ただし、宿泊療養又は自宅療養等により証明書の取得ができない場合は、これらが解除されてから4週間を経過したときをもって治癒したものとする。
 - ・ 感染者の濃厚接触者に特定された場合、公欠の期間は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間を基準とする。
- 2 「発熱等の風邪症状」があり自宅で休養した場合の扱いについて
当該期間中は公欠扱いとする。なお、発熱等の風邪症状とは発熱、のどの痛み、咳、強い倦怠感や息苦しさ、鼻水、鼻づまり、寒気、筋肉痛、味覚異常、嗅覚異常、頭痛、嘔吐、下痢、その他登校に支障がある健康上の不調があった場合が該当する。
登校にあたっては、症状がおさまってから3日経過したときを目安とする。
あわせて、学生本人ではなく、同居の家族がコロナウイルスに感染した又はコロナウイルスの濃厚接触者に特定されたときも含む。
- 3 保護者が感染の不安から学校を休ませたいと要望する場合の扱いについて
学生の保護者が感染の不安から学校を休ませたいと要望する場合については、原則、公欠扱いとする。
- 4 公欠願いの提出について
「新型コロナウイルス感染症等による公欠願」(別紙様式)を登校できるようになった日から1週間以内に学生課教務係まで提出願います。

(別紙様式)

新型コロナウイルス感染症等による公欠願

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

工学科 第 学年 番

氏 名

保護者氏名

(自署又は記名押印)

新型コロナウイルス感染症等により、下記の理由により欠席、欠課、早退しましたので、取り計らい願います。

1 理由

- 新型コロナウイルスに感染した
- 新型コロナウイルスの感染者の濃厚接触者になった
- 発熱等の風邪症状があり自宅で静養した
(発熱、のどの痛み、咳、強い倦怠感や息苦しさ、鼻水、鼻づまり、寒気、筋肉痛、味覚異常、嗅覚異常、頭痛、嘔吐、下痢、その他登校に支障がある健康上の不調があった。)
- 保護者が感染の不安から学校を休ませることとした

2 期日

区分	期 日	時 限	授業科目
欠 席	令和 年 月 日 (曜日)	/	/
	令和 年 月 日 (曜日)		
欠 課	令和 年 月 日 (曜日)		
早 退	令和 年 月 日 (曜日)		

(注)

新型コロナウイルスに感染した場合は、原則として治癒したことを証明する医療機関の診断書を添付すること。ただし、宿泊療養又は自宅療養等により証明書の取得ができない場合は、これらが解除されてから4週間を経過したときをもって治癒したものとする。

登校後に早退し、その後欠席した場合は早退及び欠席の欄にそれぞれ記載すること

発熱等の風邪症状があり自宅で静養したときは、登校にあたっては症状がおさまってから3日経過したときを目安とする。